

基本計画書

基本計画							
事項	記入欄						備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学部変更						
フリガナ設置者	コリウガクノイダクニシヨウノイダク 国立大学法人 愛媛大学						
フリガナ大学の名称	エヒメノイダク 愛媛大学 (Ehime University)						
大学の位置	愛媛県松山市道後樋又10番13号						
大学の目的	愛媛大学は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。						
新設学部等の目的	<p>成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学及び高等専門学校の機能強化は喫緊の課題であり、我が国では、デジタル・グリーン等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にある。また、高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は現在35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にある。更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、令和12年には先端IT人材が54.5万人不足するという調査結果や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もある。</p> <p>愛媛県では、「愛媛県デジタル総合戦略」(令和3年3月策定)の実現に向け、様々な分野において「オール愛媛」の体制でDXに取り組んでいる。また、令和12年までにDXを支えるデジタル人材を1万人輩出することを目指し、DX戦略として、高度IT人材、DX推進人材、未来のデジタル人材としてのエントリからミドルレベル層の育成や社会人等のリスキリング、先駆的なDX関連企業との連携・協働等を実施する「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」を令和4年2月に策定している。こうした状況を受け、令和4年12月には、本学と愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書が締結されている。愛媛県からは県内においてデジタル人材を育成する指導的役割を担うことができる大学院修士生を、可能な限り多く輩出することが要望されている。</p> <p>一方、愛媛大学では、社会の要請や文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」の連携校としての活動実績を基に、平成31年度の工学部改組において「コンピュータ科学コース」と「応用情報工学コース」を設置した。</p> <p>これらの先行したデジタル情報人材育成に対応した改組に加えて、「高度情報専門人材育成」という国家的緊急課題へ迅速に対応するために、理工学研究科博士前期課程数理情報プログラムの増員とあわせて、理工学研究科への進学者の裾野を広げるため、工学部に「デジタル情報人材育成特別プログラム」を設置し、受入目安を30人増員して入学定員530人とする。</p>						
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
工学部 【Faculty of Engineering】 工学部 【Department of Engineering】	4	530 (500)	3年次 10 (10)	2140 (2,020)	学士(工学) 【Bachelor of Engineering】	平成31年度	愛媛県松山市文京町3番
法文学部 【Faculty of Law and Letters】 人文社会学科 【Department of Humanities and Social Sciences】 昼間主コース 【Department of Humanities and Social Sciences】	4	275	3年次 10	1,120	学士(法学・政策学) 【Bachelor of Law and Public Policy】 学士(学術) 【Bachelor of Arts in Global Studies】 学士(人文学) 【Bachelor of Arts】	平成28年度	愛媛県松山市文京町3番

新設学部等の概要	夜間主コース 【Department of Humanities and Social Sciences】	4	90	3年次 20	400	学士（法学・政策学） 【Bachelor of Law and Public Policy】 学士（学術） 【Bachelor of Arts in Global Studies】 学士（人文学） 【Bachelor of Arts】	平成28年度	
	教育学部 【Faculty of Education】							愛媛県松山市文京町3番
	学校教育教員養成課程 【School Teacher Training Course】	4	160	-	640	学士（教育学） 【Bachelor of Education】	平成11年度	
	社会共創学部 【Faculty of Collaborative Regional Innovation】							愛媛県松山市文京町3番
	産業マネジメント学科 【Department of Industrial Management】	4	70	-	280	学士（社会共創学） 【Bachelor of Science in Collaborative Regional Innovation】	平成28年度	
	産業イノベーション学科 【Department of Industrial Innovation】	4	25	-	100	学士（社会共創学） 【Bachelor of Science in Collaborative Regional Innovation】	平成28年度	
	環境デザイン学科 【Department of Environmental Design】	4	35	-	140	学士（社会共創学） 【Bachelor of Science in Collaborative Regional Innovation】	平成28年度	
	地域資源マネジメント学科 【Department of Regional Resource Management】	4	50	-	200	学士（社会共創学） 【Bachelor of Science in Collaborative Regional Innovation】	平成28年度	
	理学部 【Faculty of Science】							愛媛県松山市文京町2番5号
	理学科 【Department of Science】	4	225	-	900	学士（理学） 【Bachelor of Science】	平成31年度	
医学部 【School of Medicine】							愛媛県東温市志津川454	
医学科 【Faculty of Medicine】	6	95 (110)	2年次 5	595 (685)	学士（医学） 【Doctor of Medicine】	昭和48年度		
看護学科 【Faculty of Nursing】	4	60	3年次 10	260	学士（看護学） 【Bachelor of Nursing Science】	平成6年度		

	農学部 【Faculty of Agriculture】								愛媛県松山市榑味3丁目5番7号	
	食料生産学科 【Department of Food Production Science】	4	70	3年次5	290	学士（農学） 【Bachelor of Agriculture】	平成28年度			
	生命機能学科 【Department of Bioscience】	4	45	3年次2	184	学士（農学） 【Bachelor of Agriculture】	平成28年度			
	生物環境学科 【Department of Environmental Design】	4	55	3年次3	226	学士（農学） 【Bachelor of Agriculture】	平成28年度			
	計		1,785 (1,770)	65 (65)	7,475 (7,445)					
	同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	理工学研究科 理工学専攻 博士前期課程〔定員増〕 (20) (令和6年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	-	-科目	-科目	-科目	-科目	-単位				
教員	学部等の名称	専任教員等					兼任教員等			
		教授 人	准教授 人	講師 人	助教 人	計 人	助手 人	兼任教員等 人		
組	新設	工学部 工学科	40 (40)	36 (36)	10 (10)	22 (22)	108 (108)	1 (1)	64 (64)	
		法文学部 人文社会学科	34 (34)	27 (27)	8 (8)	1 (1)	70 (70)	1 (1)	95 (95)	
		教育学部 学校教育教員養成課程	36 (36)	31 (31)	4 (4)	1 (1)	72 (72)	0 (0)	75 (75)	
		社会共創学部 産業マネジメント学科	7 (7)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	43 (43)	
		” 産業イノベーション学科	6 (6)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	34 (34)	
		” 環境デザイン学科	4 (4)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	35 (35)	
		” 地域資源マネジメント学科	5 (5)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	35 (35)	
		理学部 理学科	35 (35)	31 (31)	0 (0)	22 (22)	88 (88)	0 (0)	43 (43)	
		医学部 医学科	50 (50)	58 (58)	49 (49)	184 (184)	341 (341)	1 (1)	32 (32)	
		” 看護学科	10 (10)	1 (1)	3 (3)	8 (8)	22 (22)	0 (0)	40 (40)	
		農学部 食料生産学科	13 (13)	12 (12)	0 (0)	5 (5)	30 (30)	0 (0)	55 (55)	
		” 生命機能学科	6 (6)	7 (7)	1 (1)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	41 (41)	
		” 生物環境学科	14 (14)	16 (16)	0 (0)	3 (3)	33 (33)	0 (0)	48 (48)	
			計	260 (260)	244 (244)	77 (77)	257 (257)	838 (838)	3 (3)	640 (640)
の	既設	該当なし	-	-	-	-	-	-		
		計	-	-	-	-	-	-		
要	合計	260 (260)	244 (244)	77 (77)	257 (257)	838 (838)	3 (3)	640 (640)		
教員以外の職員概要	職種	専任		兼任		計				
	事務職員	351 (351)		432 (432)		783 (783)				
	技術職員	520 (520)		154 (154)		674 (674)				
	図書館専門職員	17 (17)		0 (0)		17 (17)				
	その他の職員	1 (1)		627 (627)		628 (628)				
	計	889 (889)		1,213 (1,213)		2,102 (2,102)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	321,266 m ²	0 m ²	0 m ²	321,266 m ²			
	運 動 場 用 地	79,745 m ²	0 m ²	0 m ²	79,745 m ²			
	小 計	401,011 m ²	0 m ²	0 m ²	401,011 m ²			
	そ の 他	4,257,149 m ²	0 m ²	0 m ²	4,257,149 m ²			
合 計	4,658,160 m ²	0 m ²	0 m ²	4,658,160 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
		220,539 m ² (220,539 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	220,539 m ² (220,539 m ²)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体		
	145 室	89 室	561 室	31 室 (補助職員 0 人)	7 室 (補助職員 0 人)			
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数				
		大学全体		838 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	大学全体	1,128,057 (321,839) (1,128,057 (321,839))	23,557 (7,596) (23,557 (7,596))	3,870 (2,216) (3,870 (2,216))	7,035 (7,035)	12,414 (12,414)	1 (1)	
	計	1,128,057 (321,839) (1,128,057 (321,839))	23,557 (7,596) (23,557 (7,596))	3,870 (2,216) (3,870 (2,216))	7,035 (7,035)	12,414 (12,414)	1 (1)	
図 書 館		面積	閲覧座席数	取 納 可 能 冊 数				
		10,615 m ²	979	782,556		大学全体		
体 育 館		面積					大学全体	
		10,486 m ²	武道場1、弓道場1、テニスコート22面、水泳プール4基					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
	経費の見積り	教員1人当り研究費等	-	-	-	-	-	-
		共同研究費等	-	-	-	-	-	-
		図書購入費	-	-	-	-	-	-
		設備購入費	-	-	-	-	-	-
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
学生納付金以外の維持方法の概要		-						
大 学 の 名 称 愛媛大学								
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	取容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
法文学部	年	人	年次 人	人		1.03		
人文社会学科	4	365	3年次 30	1,520	学士 (法学・政策 学、学術、人 文学)	1.03	平成28年度	愛媛県松山市文京 町3番
教育学部						1.05		
学校教育教員養成課程	4	160	-	640	学士 (教育学)	1.05	平成11年度	愛媛県松山市文京 町3番
特別支援教育教員養成課程	4	-	-	-	学士 (教育学)	-	平成20年度	"
社会共創学部						1.03		
産業マネジメント学科	4	70	-	280	学士 (社会共創学)	1.02	平成28年度	愛媛県松山市文京 町3番
産業イノベーション学科	4	25	-	100	学士 (社会共創学)	1.02	平成28年度	"
環境デザイン学科	4	35	-	140	学士 (社会共創学)	1.03	平成28年度	"
地域資源マネジメント学科	4	50	-	200	学士 (社会共創学)	1.04	平成28年度	"
理学部						1.06		
理学科	4	225	-	900	学士 (理学)	1.04	平成31年度	愛媛県松山市文京 町2番5号

既設大学等の状況	医学部						0.99		
	医学科	6	110	2年次 5	685	学士 (医学)	1.00	昭和48年度	愛媛県東温市志津川454
	看護学科	4	60	3年次 10	260	学士 (看護学)	0.96	平成6年度	〃
	工学部						1.01		
	工学科	4	500	3年次 10	2,020	学士 (工学)	1.01	平成31年度	愛媛県松山市文京町3番
	農学部						1.06		
	食料生産学科	4	70	3年次 5	290	学士 (農学)	1.07	平成28年度	愛媛県松山市榑味3丁目5番7号
	生命機能学科	4	45	3年次 2	184	学士 (農学)	1.02	平成28年度	〃
	生物環境学科	4	55	3年次 3	226	学士 (農学)	1.07	平成28年度	〃
	人文社会科学研究科 (修士課程)								
	法文学専攻	2	12	—	24	修士 (法学、人文学)	0.90	令和2年度	愛媛県松山市文京町3番
				[1]	[2]				地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数
	産業システム創成専攻	2	8	—	16	修士 (経済学、学術)	1.07	令和2年度	〃
				[1]	[2]				地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数
	教育学研究科 (修士課程)								
	心理発達臨床専攻	2	10	—	20	修士 (臨床心理学)	1.00	令和2年度	愛媛県松山市文京町3番
	(専門職学位課程)								
	教育実践高度化専攻	2	40	—	80	教職修士 (専門職)	1.08	令和2年度	〃
	医学系研究科 (博士課程)								
	医学専攻	4	30	—	120	博士 (医学)	1.13	平成18年度	愛媛県東温市志津川454
(博士前期課程)									
看護学専攻	2	12	—	24	修士 (看護学)	1.00	平成10年度	〃	
			[2]	[4]				医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数	
(博士後期課程)									
看護学専攻	3	2	—	6	博士 (看護学)	1.33	令和2年度	〃	
理工学研究科 (博士前期課程)									
理工学専攻	2	250	—	250	修士 (理学、工学、数理情報学)	1.05	令和5年度	愛媛県松山市文京町3番	
			[2]	[2]				地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数	

(博士後期課程)													
理工学専攻	3	23	—	23	博士 (理学、工学、 数理情報学)	0.73	令和5年度	〃					
農学研究科 (修士課程)													
食料生産学専攻	2	26	—	52	修士 (農学)	0.97	平成28年度	愛媛県松山市樽味 3丁目5番7号					医農融合公衆衛 生学環の内数と する入学定員数
		[1]		[2]									
		[1]		[2]									地域レジリエン ス学環の内数と する入学定員数
生命機能学専攻	2	23	—	46	修士 (農学)	1.10	平成28年度	〃					
生物環境学専攻	2	23	—	46	修士 (農学)	0.80	平成28年度	〃					
		[2]		[4]									医農融合公衆衛 生学環の内数と する入学定員数
		[1]		[2]									地域レジリエン ス学環の内数と する入学定員数
連合農学研究科 (博士課程)													
生物資源生産学専攻	3	9	—	27	博士 (農学、学術)	1.00	昭和60年度	愛媛県松山市樽味 3丁目5番7号					
生物資源利用学専攻	3	4	—	12	博士 (農学、学術)	1.50	昭和60年度	〃					
生物環境保全学専攻	3	4	—	12	博士 (農学、学術)	1.75	昭和60年度	〃					
医農融合公衆衛生学環 (修士課程)	2	5	—	10	修士 (公衆衛生学)	1.30	令和4年度	愛媛県東温市志津 川454					
地域レジリエンス学環 (修士課程)	2	6	—	6	修士 (学術)	1.33	令和5年度	愛媛県松山市文京 町3番					
	<p>名称：医学部附属病院 目的：医学教育、研究及び診療 所在地：愛媛県東温市志津川454 設置年月：昭和51年5月 規模等：建物面積 72,336㎡</p>												
	<p>名称：教育学部附属幼稚園 目的：幼児教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和24年5月 規模等：建物面積 1,115㎡</p>												
	<p>名称：教育学部附属小学校 目的：児童教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和24年5月 規模等：建物面積 5,700㎡</p>												

附属施設の概要	<p>名称：教育学部附属中学校</p> <p>目的：生徒教育、研究及び教員養成</p> <p>所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号</p> <p>設置年月：昭和24年5月</p> <p>規模等：建物面積 7,121㎡</p>
	<p>名称：教育学部附属特別支援学校</p> <p>目的：特別支援教育、研究及び教員養成</p> <p>所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号</p> <p>設置年月：昭和47年4月</p> <p>規模等：建物面積 3,202㎡</p>
	<p>名称：愛媛大学附属高等学校</p> <p>目的：高等普通教育及び専門教育、研究、教育実習</p> <p>所在地：愛媛県松山市榊味3丁目2番40号</p> <p>設置年月：平成20年4月</p> <p>規模等：建物面積 13,785㎡</p>
	<p>名称：農学部附属農場</p> <p>目的：農学の理論を探求しつつ、応用技術を総合化する研究及び学生生徒の実験実習</p> <p>所在地：愛媛県松山市八反地甲498番地</p> <p>設置年月：昭和29年4月</p> <p>規模等：土地面積 187,722㎡</p>
	<p>名称：農学部附属演習林</p> <p>目的：森林・林業に関する研究及び学生生徒の実験実習</p> <p>所在地：愛媛県松山市大井野町乙145番2</p> <p>設置年月：昭和32年9月</p> <p>規模等：土地面積 3,838,905㎡</p>

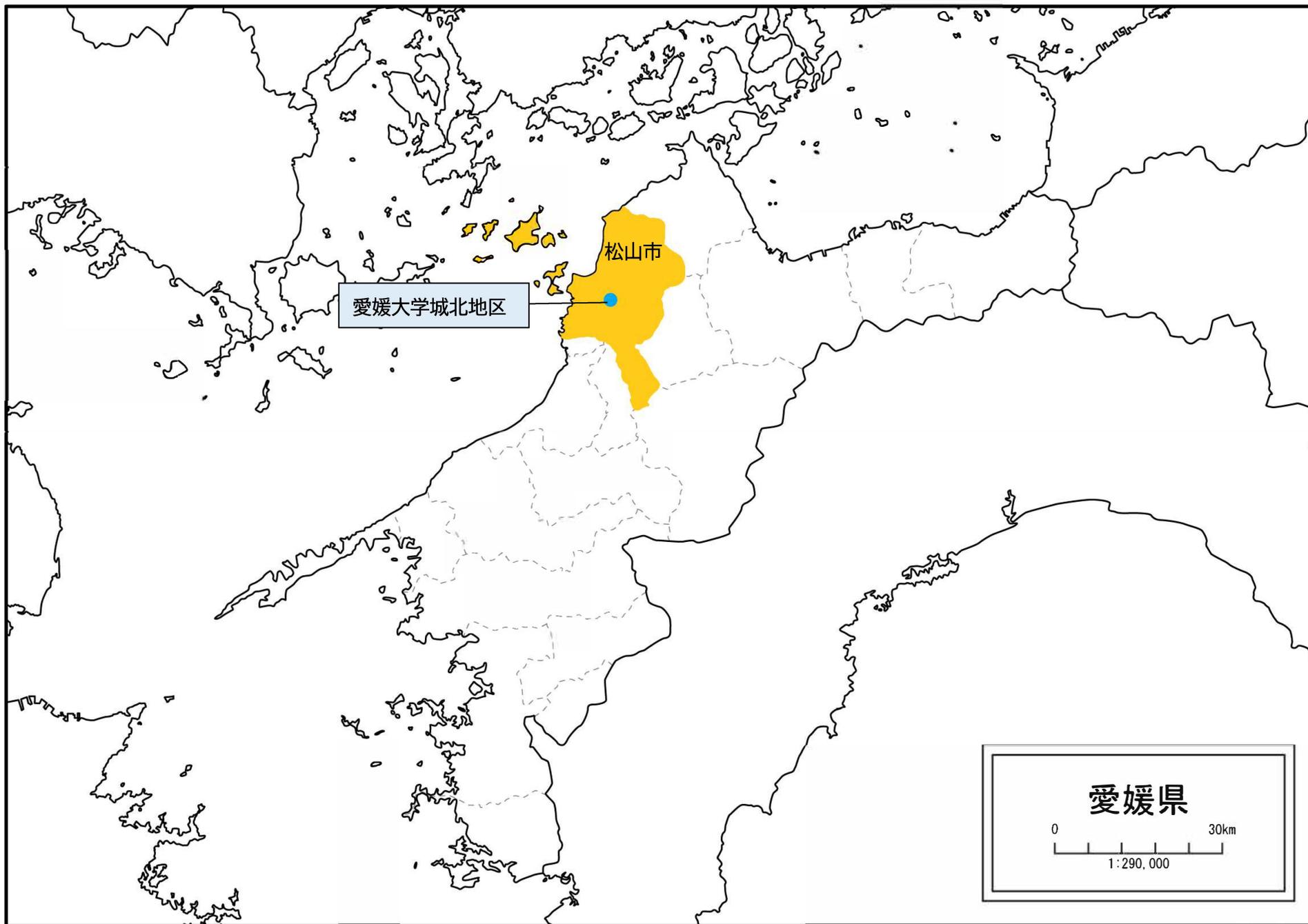
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

愛媛大学 設置申請に関わる組織の移行表

令和5年度				令和6年度				変更の事由
入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員			
愛媛大学								
法文学部								
人文社会科学部								
(昼間主コース)								
275	10	1,520	275	10	1,520			
(夜間主コース)								
90	20		90	20				
教育学部								
学校教育教員養成課程								
160	—	640	160	—	640			
社会共創学部								
産業マネジメント学科								
70	—		70	—				
産業イノベーション学科								
25	—		25	—				
環境デザイン学科								
35	—	720	35	—	720			
地域資源マネジメント学科								
50	—		50	—				
理学部								
理学科								
225	—	900	225	—	900			
医学部								
医学科								
110	5	945	95	5	855	定員変更(Δ15) 医学部医学科の定員15名の増加については、令和5年度までの措置。		
看護学科								
60	10		60	10				
工学部								
工学科								
500	10	2,020	530	10	2,140	定員変更(30)		
農学部								
食料生産学科								
70	5		70	5				
生命機能学科								
45	2	700	45	2	700			
生物環境学科								
55	3		55	3				
計								
		5			5			
		1,770			1,785			
		60			60			
愛媛大学大学院								
人文社会科学研究科								
法文学専攻(M)								
12	—	24	12	—	24			
(うち、法文学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(1)	—	(2)	(1)	—	(2)	※2		
産業システム創成専攻(M)								
8	—	16	8	—	16			
(うち、産業システム創成専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(1)	—	(2)	(1)	—	(2)	※2		
教育学研究科								
教育実践高度化専攻(P)								
40	—	80	40	—	80			
心理発達臨床専攻(M)								
10	—	20	10	—	20			
医学系研究科								
医学専攻(D)								
30	—	120	30	—	120			
看護学専攻(D)								
2	—	6	2	—	6			
看護学専攻(M)								
12	—	24	12	—	24			
(うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(2)	—	(4)	(2)	—	(4)	※1		
理工学研究科								
理工学専攻(M)								
250	—	500	270	—	540	定員変更(20)		
(うち、理工学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(2)	—	(4)	(2)	—	(4)	※2		
理工学専攻(D)								
23	—	69	23	—	69			
農学研究科								
食料生産学専攻(M)								
26	—	52	26	—	52			
(うち、食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(1)	—	(2)	(1)	—	(2)	※1		
(うち、食料生産学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(1)	—	(2)	(1)	—	(2)	※2		
生命機能学専攻(M)								
23	—	46	23	—	46			
生物環境学専攻(M)								
23	—	46	23	—	46			
(うち、生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(2)	—	(4)	(2)	—	(4)	※1		
(うち、生物環境学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)								
(1)	—	(2)	(1)	—	(2)	※2		
連合農学研究科								
生物資源生産学専攻(D)								
9	—	27	9	—	27			
生物資源利用学専攻(D)								
4	—	12	4	—	12			
生物環境保全学専攻(D)								
4	—	12	4	—	12			
医農融合公衆衛生学環(M)								
(5)	—	(10)	(5)	—	(10)	※1		
地域レジリエンス学環(M)								
(6)	—	(12)	(6)	—	(12)	※2		
計								
		476			496			
		1,054			1,094			
※1 医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)、農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。								
※2 地域レジリエンス学環(M)の入学定員及び収容定員は、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科産業システム創成専攻(M)、理工学研究科理工学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)、農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。								

愛媛県内における愛媛大学城北地区の位置



-図面-1-

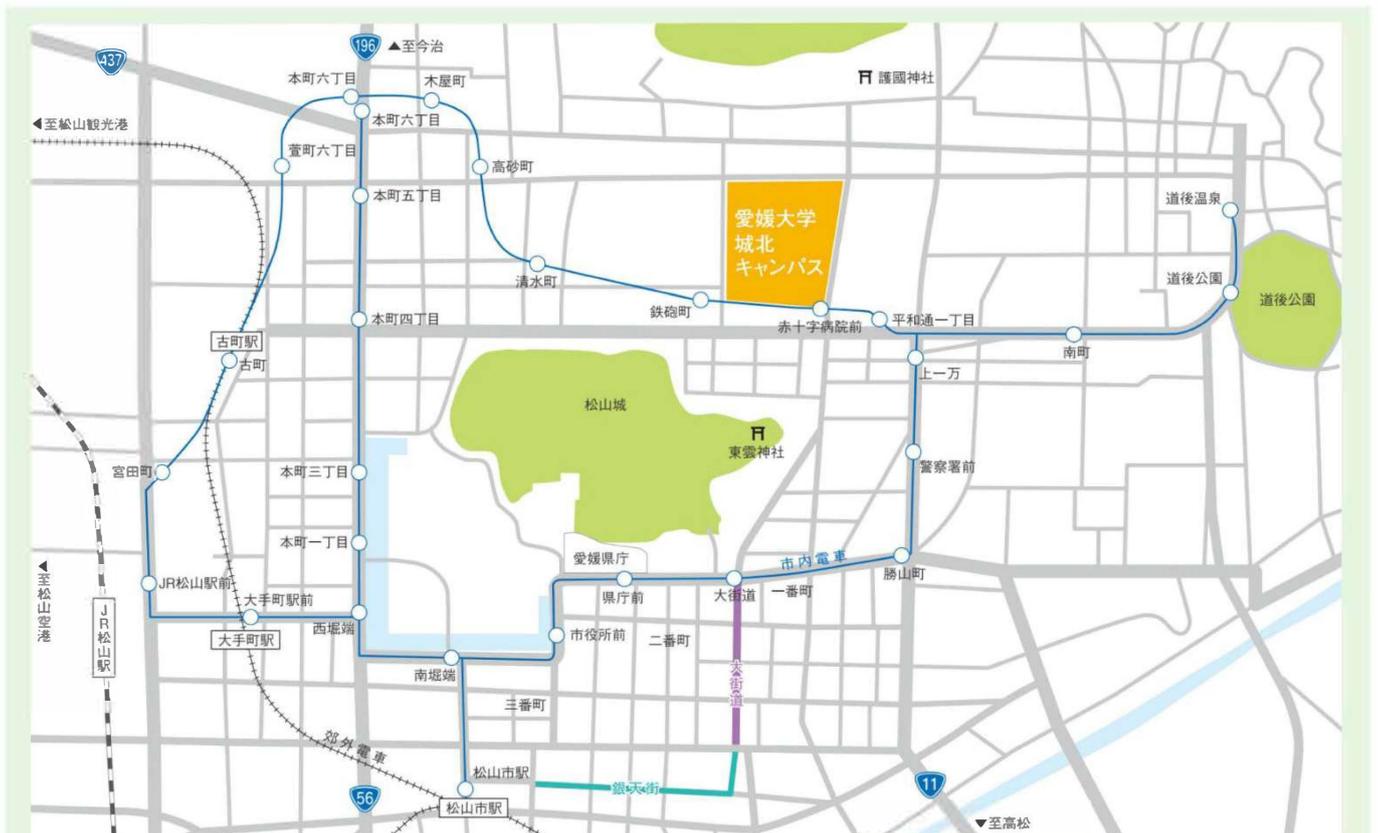
城北地区へのアクセス

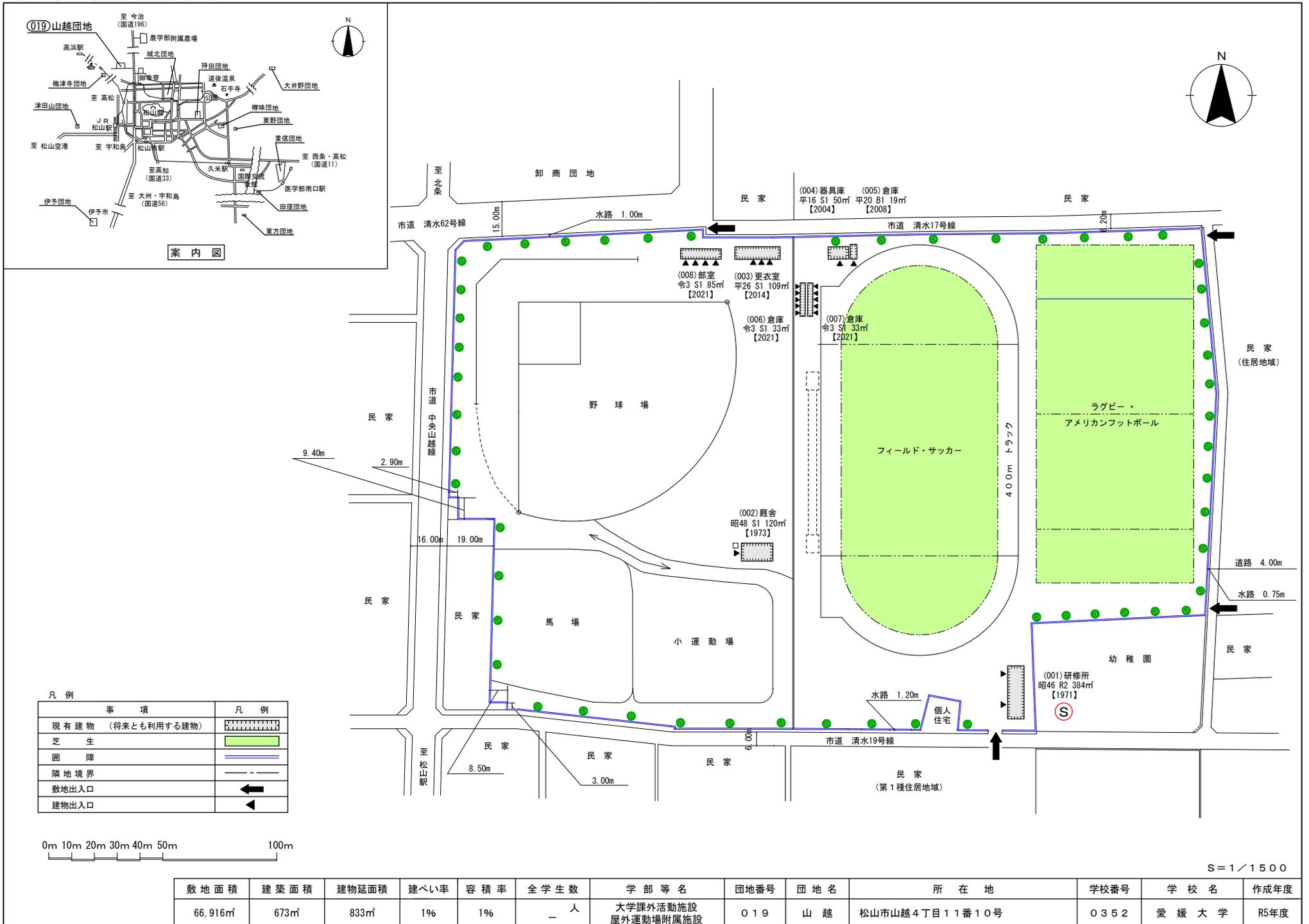
(城北地区から重信地区へのアクセス)

- 公共交通機関
赤十字病院前
↓伊予鉄道1番環状線(松山市駅行)
松山市駅
↓伊予鉄道横河原線(横河原行)
愛大医学部南口
- 自動車の場合
距離約23km 所要時間約30分

(城北地区から樽味地区へのアクセス)

- 公共交通機関
赤十字病院前
↓伊予鉄道1番環状線(松山市駅行)
松山市駅
↓伊予鉄バス8番線(東野行)
愛大農学部前
- 自動車の場合
距離約3km 所要時間約5分





凡例	事項	凡例
	現有建物 (将来とも利用する建物)	
	芝生	
	団障	
	隣地境界	
	敷地出入口	
	建物出入口	



S = 1 / 1500

敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
66.916㎡	673㎡	833㎡	1%	1%	— 人	大学課外活動施設 屋外運動場附属施設	019	山越	松山市山越4丁目11番10号	0352	愛媛大学	R5年度

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織等（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 大学運営組織（第72条の2）

第5章 公開講座等（第73条・第74条）

第6章 雑則（第75条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価等）

第2条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

3 第1項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

（学科、課程）

第4条 本学の学部、次の学科及び課程を置く。

法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科
	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

(教育研究実施組織)

第4条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、各学部、別表1のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	530		10	2,140
	計	530		10	2,140
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226

	計	170		10	700
合計		1,785	5	60	7,475

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(連携開設科目)

第12条の2 本学が、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第

19 条の 2 に基づき、他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすものとする。

（教育課程の編成方法）

第 13 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（教職に関する専門教育科目）

第 14 条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

（履修方法）

第 15 条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第 16 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第 16 条の 2 学生が第 12 条の 2 に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

（単位計算方法）

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 22 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与及び成績判定）

第20条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第21条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業期間)

第22条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(他学部の授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第 26 条 第 57 条に規定する外国人留学生に対しては、第 11 条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第 15 条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第 27 条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 28 条 本学又は各学部は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 節 入学

(入学の時期)

第 29 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 30 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第 31 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第 58 条第 1 項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 32 条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

(入学手続)

第 33 条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第 59 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第 66 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学料の免除又は第 67 条第 1 項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第 34 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 35 条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
 - (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (7) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者
 - (4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)
- (3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を超えることができない。
- 4 疾病のため修学することが適当でないとする場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
- 5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。
- 6 休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。
- 7 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。
- 8 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は外国の短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に改めて入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) 授業料の納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収

猶予を許可された者であって、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないもの

第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にある場合は、その超える単位数を60単位に加えて認定する。

3 第1項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条の2の規定により修得したものとみなす単位数は、30単位を超えないものとする。

4 第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。

5 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学したものの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業するには、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生 (研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則(以下「基本規則」という。)第30条に定める機構等及び基本規則第

31 条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

（科目等履修生及び聴講生）

第 53 条 本学の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 20 条の規定を準用する。

（特別聴講学生）

第 54 条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

（受託研究生等）

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

（研究生等に関する規程）

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

（外国人留学生）

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

（入学料）

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

（授業料）

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相

当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月23日まで

納付期 4月1日から4月30日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

納付期 9月24日から10月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。
- 7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

（復学の場合の授業料）

第61条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

（学年中途卒業の場合の授業料）

第62条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第63条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

（停学の場合の授業料）

第64条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

（寄宿料）

第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

- 3 受理した寄宿料は、返還しない。

（検定料の免除）

第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

- 2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の免除）

第66条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。

- 3 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の徴収猶予）

第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期眼までに納付が困難であると認められる者

- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者
- 2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。
- 3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
(授業料の免除等)

第68条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者
 - (2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者
 - (3) 修学支援法第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者
 - (4) その他学長が特に必要と認める者
- 2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。
- 3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。
- 4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。
(寄宿料の免除)

第69条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

- 2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。
(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第70条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。
- 3 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校 of 学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。
- 4 国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校(以下「公私立等の大学等」という。)又は外国の大学若しくは外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

第3章 厚生補導

(厚生補導組織)

第71条 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第19条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。

(厚生補導施設等)

第72条 本学に、学生会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。

- 2 厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

第4章 大学運営組織

(大学運営組織)

第72条の2 本学は、第4条の2に規定する教育研究実施組織及び第71条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。

- (1) 基本規則第19条から第21条の16までに規定する組織

- (2) 基本規則第 30 条に規定する機構等
- (3) 基本規則第 25 条に規定する業務組織

第 5 章 公開講座等

(公開講座)

第 73 条 公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設する。

- 2 公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。
- 3 公開講座の講習料については、別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第 74 条 本学は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 雑則

第 75 条 この学則に定めるもののほか、本学の学部に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部の数理学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年度から平成 19 年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科 (従前の学科)	30	60	90
	数理学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1, 040	1, 040	1, 040
	夜間主コース	440	420	400
	人文学科			
	昼間主コース	460	460	460
	夜間主コース	180	200	220
	計	2, 120	2, 120	2, 120

3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1,050	1,060
	夜間主コース	410	380
	人文学科		
	昼間主コース	460	460
	夜間主コース	200	220
	計	2,120	2,120

- 3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 4 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400
	特別支援教育教員養成課程	20	40	60
	総合人間形成課程	60	120	180
	スポーツ健康科学課程	20	40	60
	芸術文化課程 (従前の課程)	110	100	90
	障害児教育教員養成課程	60	40	20
	生活健康課程	120	80	40
	情報文化課程	90	60	30
	計	880	880	880

- 5 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第49条第2項関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成34年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500

平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 3 平成21年度から平成23年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,070	1,080	1,090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科			
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2,120	2,120	2,120

- 4 平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科		全学部	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489
平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
 2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間継続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
 3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70
	計	1,980	1,840	1,680

教育学部	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程 (従前の課程)	80	80	80
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
	計	820	760	700
社会共創学部	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
	計	180	360	540
農学部	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137
	生物環境学科 (従前の学科)	55	110	168
	生物資源学科	530	360	180
	計	700	700	700

4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1,770	7,533
平成29年度	1,770	7,516
平成30年度	1,765	7,474
平成31年度	1,765	7,432
平成32年度	1,755	7,420
平成33年度	1,755	7,405
平成34年度	1,755	7,390
平成35年度	1,755	7,375
平成36年度	1,755	7,365

5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	理学科 (従前の学科)	225	450	675
	数学科	150	100	50
	物理学科	150	100	50
	化学科	156	104	52
	生物学科	129	86	43
	地球科学科	90	60	30
	計	900	900	900
工学部	工学科 (従前の学科)	500	1,000	1,510
	機械工学科	270	180	90
	電気電子工学科	240	160	80
	環境建設工学科	270	180	90
	機能材料工学科	210	140	70
	応用化学科	270	180	90
	情報工学科 (学科共通)	240	160	80
	計	2,020	2,020	2,020

- 4 平成31年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成31年度	1,770	7,442
平成32年度	1,755	7,430
平成33年度	1,755	7,415
平成34年度	1,755	7,400
平成35年度	1,755	7,385
平成36年度	1,755	7,370

- 5 平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第49条第2項関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程 (従前の課程)	580	600	620
	特別支援教育教員養成課程	60	40	20
	計	640	640	640

4 令和2年

度から令和8年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和2年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和3年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和4年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和5年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和6年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和7年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和8年度	95	610	155	870	1,755	7,370

5 令和2年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受けられる資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の第33条の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受けられる資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和4年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和5年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和6年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和7年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和8年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和9年度	95	610	155	870	1,755	7,370

3 令和4年3月31日に農学部生命機能学科に在学する者の教育職員免許状を受けられる資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和5年度から令和10年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定

員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和5年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和6年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和7年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和8年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和9年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和10年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 3 令和5年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
 2 令和6年度から令和8年度までの工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		総定員	総定員	総定員
工学部	工学科	2,050	2,080	2,110
	計	2,050	2,080	2,110

- 3 令和6年度から令和10年度までの全学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部
	総定員
令和6年度	7,460
令和7年度	7,475
令和8年度	7,490
令和9年度	7,505
令和10年度	7,490

別表1 (第4条の2関係)

学部	教育研究実施組織	
	学科・課程※	業務組織等
法文学部	人文社会学科	法文学部事務課
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学部事務課 工学部等技術部
社会共創学部	産業マネジメント学科	社会共創学部事務課
	産業イノベーション学科	
	環境デザイン学科	
	地域資源マネジメント学科	
理学部	理学科	理学部事務課 工学部等技術部
医学部	医学科	医学部各課 重信地区技術部
	看護学科	
工学部	工学科	工学部事務課 工学部等技術部
農学部	食料生産学科	農学部事務課 農学部技術室
	生命機能学科	
	生物環境学科	

※ 教育課程を構成する教員で編制する。

別表2 (第49条第2項関係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語、情報
		特別支援学校教諭一種免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、情報、工業
農学部	食料生産学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

工学部工学科の入学定員及び収容定員を変更することから、愛媛大学学則を一部改正する。

2. 変更の概要

(1) 工学部工学科の入学定員及び収容定員を次のとおり改める。(第5条)

学部	学科	収容定員	
		入学定員	総定員
工学部	工学科	530	2,140
合計		1,785	7,475

(2) 学則に定めるもののほか、本学の学部に関し必要な事項は、各学部が別に定めるものとする。(第75条)

(3) 施行日について定める。(附則)

(4) その他、字句について整備する。

愛媛大学学則の一部改正（案）に係る新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的等（第1条～第3条）</p> <p>第2節 教育研究組織等（第4条）</p> <p>第3節 収容定員（第5条）</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）</p> <p>第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）</p> <p>第4節 入学（第29条～第40条）</p> <p>第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）</p> <p>第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）</p> <p>第7節 教育職員免許（第49条）</p> <p>第8節 賞罰（第50条・第51条）</p> <p>第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生（第52条～第57条）</p> <p>第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）</p> <p>第3章 厚生補導（第71条・第72条）</p> <p>第4章 大学運営組織（第72条の2）</p> <p>第5章 公開講座等（第73条・第74条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的等（第1条～第3条）</p> <p>第2節 教育研究組織等（第4条）</p> <p>第3節 収容定員（第5条）</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）</p> <p>第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）</p> <p>第4節 入学（第29条～第40条）</p> <p>第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）</p> <p>第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）</p> <p>第7節 教育職員免許（第49条）</p> <p>第8節 賞罰（第50条・第51条）</p> <p>第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生（第52条～第57条）</p> <p>第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）</p> <p>第3章 厚生補導（第71条・第72条）</p> <p>第4章 大学運営組織（第72条の2）</p> <p>第5章 公開講座等（第73条・第74条）</p> <p><u>第6章 雑則（第75条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(収容定員) 第5条 (同右)					
学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	500		10	2,020
	計	500		10	2,020
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合計		1,755	5	60	7,355

(収容定員) 第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。					
学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	530		10	2,140
	計	530		10	2,140
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合計		1,785	5	60	7,475

(略)

第6章 雑則

第75条 この学則に定めるもののほか、本学の学部に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年度から令和8年度までの工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		総定員	総定員	総定員
工学部	工学科	2,050	2,080	2,110
	計	2,050	2,080	2,110

3 令和6年度から令和10年度までの全学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部
	総定員
令和6年度	7,460
令和7年度	7,475
令和8年度	7,490
令和9年度	7,505
令和10年度	7,490

愛媛大学工学部
学則の変更の趣旨等を記載した書類 目次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	3
(1) 教育課程の変更内容	3
(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	3
(3) 教員組織の変更内容	4
(4) 大学全体の施設・設備の変更内容	4

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和6年4月より、工学部工学科の入学定員500人を30人増員して530人とする。増員した30人は、入学時にコンピュータ科学コース（実質定員40人）と応用情報工学コース（実質定員40人）のいずれかに配属し、この2つの情報系教育コースの実質定員を80人から110人とする。これにより、収容定員は2,020人から2,140人となる。（第3年次編入学定員10人は変更しない。）

愛媛大学設置認可等に係る組織の移行表

（単位：人）

学部／学科	収容定員変更前（令和5年4月）			収容定員変更後（令和6年4月）		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
工学部 工学科	500	10	2,020	530	10	2,140

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

我が国では、デジタル等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にあり、成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学の機能強化は喫緊の課題と位置づけられている。また、高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は現在35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にある。更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、令和12年には先端IT人材が54.5万人不足するという調査結果や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もあるとされている。

教育未来創造会議第一次提言では、このような状況を踏まえ、大学における成長分野への学部再編等の必要性が指摘されており、令和5年4月、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により、全国各地におけるデジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等を促進することを目的とした助成事業「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」の公募が開始された（令和5年5月愛媛大学申請）。

愛媛県では、「愛媛県デジタル総合戦略」（令和3年3月策定）の実現に向け、様々な分野において「オール愛媛」の体制でDXに取り組んでいる。また、令和12年までにDXを支えるデジタル人材を1万人輩出することを目指し、DX戦略として、高度IT人材、DX推進人材、未来のデジタル人材としてのエントリからミドルレベル層の育成や社会人等のリスクリング、先駆的なDX関連企業との連携・協働等を実施する「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」を令和4年2月に策定している。こうした状況を受け、令和4年12月に本学は、愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書を締結した。愛媛県からは県内においてデジタル人材を育成する指導的役割を担うことができる人材を、可能な限り多く輩出することが要

望されている。さらに、地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援は、愛媛県の令和6年度重要施策にも採り上げられている。

一方、本学では、社会の要請や文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」の連携校としての活動実績を基に、平成31年度の工学部改組において「コンピュータ科学コース」と「応用情報工学コース」を新たに設置した。

これらの先行したデジタル情報人材育成に対応した改組に加えて、「高度情報専門人材育成」という国家的緊急課題へ迅速に対応するために、理工学研究科博士前期課程数理情報プログラムの増員とあわせて、理工学研究科への進学者の裾野を広げるため、工学部に「デジタル情報人材育成特別プログラム」を設置し、実質定員を30人増員して入学定員530人とする。デジタル情報人材育成特別プログラムでは、総合型選抜などの多様な入試を実施し、多様な志願者を確保する。

このように、本学におけるデジタル情報人材の質的・数的増員を行うことによって、地域から要望されるデジタル人材を継続的に輩出することで、地域経済の成長や雇用創出に繋げていくことが期待できる。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

収容定員の変更に伴う教育課程の変更は行わない。

新規採用する実務経験を有する教員が3年次の融合型PBLや4年次の卒業研究の指導に携わるなど、社会や地域のニーズに対応したデジタル情報技術に基づく課題発見力・課題解決力を涵養できるように、授業内容を充実、発展させ、質的な強化を図っていく。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員の変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

デジタル情報人材育成特別プログラムでは、入学時に情報系のコンピュータ科学コースまたは応用情報工学コースに配属される。デジタル情報人材育成特別プログラム以外の入学者は、2年次にコースへ配属されるので、入学時に2年次に配属されるコースは確約されない。

学部教育におけるデータサイエンス・人工知能・プログラム開発に関連する科目などの単元に、産業界を含む社会からのニーズを適切に取り込み、実システムの開発動向などに基づく演習を適切に導入するために、実務経験を有した教員と現教員とが協働して指導や教材開発を強化する。

また、実務経験を有した教員がデジタル情報人材育成特別プログラムに入学した学生の履修指導などを行う担任となり、3年次の融合型PBLや4年次の卒業研究の指導を担当するなど、社会や地域のニーズに対応できるように、授業内容を充実、発展させ、質的な強化を図っていく。

さらに、デジタル情報人材育成特別プログラムの学生に対して、大学院理工学研究科博士前期課程理工学専攻数理情報プログラムで開講される科目の早期履修を可能とする。

(3) 教員組織の変更内容

収容定員の変更に伴う工学部工学科の教員組織の変更は行わない。

新たに「デジタル情報人材育成機構（仮称）」を設置し、実務経験を有した教員を3人採用する。この実務経験を有した教員3人はデジタル情報人材育成特別プログラムにより入学した学生の卒業研究の指導を担当するなど、教育の質的な強化を図るとともに、既存の工学部教員や全学データサイエンスセンター及び総合情報メディアセンターの教員の連携を強化し、本学のデジタル情報人材育成戦略を実質的に実現する。工学部工学科の専任教員は、令和5年5月現在108人（教授40人、准教授36人、講師10人、助教22人）であり、工学部工学科の収容定員は2,020人、教員1人当たりの学生数は18.7人である。定員増員の完成時である令和9年度には収容定員は2,140人、専任教員は新規採用者3人を加えて111人となり、教員1人当たりの学生数は19.3人となる。

教員の確保においては、文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」の連携校としての活動により、デジタル情報人材の育成に参画している実務者との交流がある。この交流実績を活かして協力を依頼することで、実務経験を有した教員を採用する。また、実務経験を有した教員の確保においては、クロスアポイントメントによる雇用も積極的に導入する。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

入学定員を30人増員することに伴い、講義室の確保及び新規採用教員の研究・教育スペースの確保が必要となる。大学・高専機能強化支援事業（申請中）の基金を活用し、教育研究環境の整備を行う。

教育課程等の概要																		
(工学部工学科)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
初年次科目	新生セミナーA	1前	2			○			5	4	2	2						
	新生セミナーB	1前	2			○			11	12	3	4					兼2	
	こころと健康	1前	2			○											兼5	
	スポーツ	1前	1					○									兼11	
	小計(4科目)	—	7	0	0	—	—	—	13	13	3	6					兼18	
基礎科目	英語I	1前	1			○											兼12	
	英語II	1前	1			○											兼13	
	英語III	1後	1			○											兼16	
	英語IV	1後	1			○											兼13	
	微積分I	1前	4			○			2	3			1				兼3	
	微積分II	1後	2			○			2	1			1				兼5	
	線形代数I	1前	2			○			1	1			1				兼7	
	線形代数II	1後	2			○											兼7	
	情報リテラシー入門I	1前	1			○												兼2
	情報リテラシー入門II	1前	1			○												兼5
	社会力入門	1後	1			○												兼3
	知的財産入門	1後	1			○												兼6
	小計(12科目)	—	18	0	0	—	—	—	7	4			2				兼45	
科目 未 支援 思	Beyond SDGs	2後	1			○											兼8	
	未来思考リテラシー	2後	1			○											兼6	
	小計(2科目)	—	2	0	0	—	—	—									兼14	
主題 探求 型科 目	環境を考える	2後・3前	1			○											兼6	
	倫理と思想を考える	2後・3前	1			○											兼1	
	歴史を考える	2後・3前	1			○											兼4	
	ことばの世界	2後・3前	1			○											兼3	
	芸術の世界	2後・3前	1			○											兼4	
	地域と世界	2後・3前	1			○											兼2	
	社会のしくみを考える	2後・3前	1			○											兼1	
	現代社会の諸問題	2後・3前	1			○											兼5	
	現代と科学技術	2後・3前	1			○											兼6	
	自然のしくみ	2後・3前	1			○											兼2	
	生命の不思議	2後・3前	1			○											兼6	
	小計(11科目)	—	0	11	0	—	—	—									兼39	
学 問 分 野 別 科 目	総合分野																	
	環境学入門	2前後・3前	1			○											兼3	
	人間科学入門	2前後・3前	1			○											兼5	
	生活科学入門	2前後・3前	1			○											兼5	
	人文学分野																	
	哲学入門	2前後・3前	1			○											兼1	
	文学入門	2前後・3前	1			○											兼4	
	言語学入門	2前後・3前	1			○											兼1	
	歴史学入門	2前後・3前	1			○											兼1	
	考古学入門	2前後・3前	1			○											兼2	
	地理学入門	2前後・3前	1			○											兼3	
	社会科学分野																	
	法学入門	2前後・3前	1			○											兼6	
	政策科学入門	2前後・3前	1			○											兼5	
	経済学入門	2前後・3前	1			○											兼9	
	社会学入門	2前後・3前	1			○											兼3	
	心理学入門	2前後・3前	1			○											兼1	
自然科学分野																		
数学入門	2前後・3前	1			○											兼7		
物理学入門	2前後・3前	1			○											兼5		
化学入門	2前後・3前	1			○											兼3		
生物学入門	2前後・3前	1			○											兼1		
地学入門	2前後・3前	1			○											兼1		
工学入門	2前後・3前	1			○											兼7		
農学入門	2前後・3前	1			○											兼8		
	小計(21科目)	—	0	21	0	—	—	—									兼76	
初 修 外 国 語	初級ドイツ語I	3前	1			○											兼4	
	初級ドイツ語II	3前	1			○											兼4	
	初級ドイツ語III	3後	1			○											兼3	
	初級ドイツ語IV	3後	1			○											兼3	
	初級フランス語I	3前	1			○											兼3	
	初級フランス語II	3前	1			○											兼3	
	初級フランス語III	3後	1			○											兼3	
	初級フランス語IV	3後	1			○											兼3	
	初級中国語I	3前	1			○											兼2	
	初級中国語II	3前	1			○											兼2	
	初級中国語III	3後	1			○											兼4	
	初級中国語IV	3後	1			○											兼4	
	初級朝鮮語I	3前	1			○											兼4	
	初級朝鮮語II	3前	1			○											兼4	
	初級朝鮮語III	3後	1			○											兼4	
	初級朝鮮語IV	3後	1			○											兼4	
	小計(16科目)	—	0	16	0	—	—	—									兼16	
高 年 次 教 養 科 目	文系主題科目	2前後	1			○											兼45	
	文系主題科目	2前後	2			○											兼17	
	理系主題科目	2前後	1			○											兼27	
	理系主題科目	2前後	2			○			1	1			1				兼23	
	小計(4科目)	—	0	6	0	—	—	—	1	1			1				兼75	
す 許 教 員 に 関 連 す る 科 目	スポーツと教育	2後	2					○									兼3	
	教職日本国憲法	2後	1			○											兼1	
	小計(2科目)	—	0	3	0	—	—	—									兼4	

発展科目	グローバルに関する科目	愛媛大学リーダーズ・スクール	1前			2	○												兼2	
		ファッションとリーダーシップ	1後			2	○												兼2	
		グローバル・リーダーシップⅠ	1前			1		○											兼2	
		グローバル・リーダーシップⅡ	1後			1		○											兼2	
	小計(4科目)	—	0	0	6		—												兼2	
	リーダーシップに関する養成科目	ベーシック国内サービスマーケティング	1前			4		○												兼4
		アドバンスド国内サービスマーケティング	2前			4		○											兼4	
		ベーシック海外サービスマーケティング	1後			4		○											兼3	
		アドバンスド海外サービスマーケティング	2後			4		○											兼3	
	小計(4科目)	—	0	0	16		—												兼4	
環境関連者養成科目	SDGs—グローバル未来創成入門	1前			2		○												兼2	
	環境ESD指導者養成講座Ⅰ	1後			4		○											兼4		
	環境ESD指導者養成講座Ⅱ	2前			4		○											兼4		
	小計(3科目)	—	0	0	10		—												兼4	
スキルアップ	英語S1	1前			2		○												兼1	
	英語S2	1後			2		○												兼1	
	英語S3	1後・2前後			2		○												兼6	
	小計(3科目)	—	0	0	6		—												兼6	
留学生対象科目	日本語科目	アカデミックジャパニーズ1	1前			1		○											兼1	
		アカデミックジャパニーズ2	1前			1		○											兼1	
		アカデミックジャパニーズ3	1後			1		○											兼1	
		アカデミックジャパニーズ4	1後			1		○											兼1	
	小計(4科目)	—	0	0	4		—												兼3	
日本事情に関する科目	日本事情A1	1前			2		○												兼1	
	日本事情A2	1後			2		○												兼1	
	日本事情B1	1前			2		○												兼1	
	日本事情B2	1後			2		○												兼1	
小計(4科目)	—	0	0	8		—												兼2		
工学共通基礎科目	化学基礎Ⅰ	1前	1				○			4	1		1							
	物理基礎Ⅰ	1前	1				○			5	1		1							
	工学リテラシーⅠ	1前	1				○			7	2								オムニバス	
	化学基礎Ⅱ	1前	1				○			2		1	1							
	物理基礎Ⅱ	1前	1				○			5	1		1							
	工学リテラシーⅡ	1前	1				○			7	2								オムニバス	
	基礎安全学	1前	1				○			3	1		1						兼3	
	基礎情報科学	1前	1				○			3	3	1	2						オムニバス	
	工学コミュニケーション	1後	1				○			1	2	1	2						兼1	
	学部共通実験	1後	1				○			1	4	1	3						兼1	
	工学リテラシーⅢ	1後	1				○			1	1	1	1						兼1	
	放射線工学基礎論	1後		2			○			1	1		2						兼6	
	工学リテラシーⅣ	1後	1				○			7	1								兼1	
	工学倫理・知財・キャリアーリテラシーⅠ	3前	1				○			1	1								兼1	
	工学倫理・知財・キャリアーリテラシーⅡ	3前	1				○			3	2								メディア	
	学部共通PBL	3後					○			13	6	3	4						兼1	
小計(16科目)	—	16	2	0		—			32	17	6	10						14		
専門入門科目	力学系	機械基礎力学	1後		2		○			1									兼1	
		連続体の力学	1後		2		○			1										
		化学熱力学	1後		2		○			1										
	メカニクス系	機械とものづくり	1後		2		○			4	1									オムニバス
		産業基盤材料工学	1後		2		○			1	1	1	1							オムニバス
		機械と設計	1後		2		○			3	2									オムニバス
		無機材料化学	1後		2		○			1										
		電気電子材料	1後		2		○			1										
		機械加工学	1後		2		○			1										
	電気系	基礎電磁気学	1後		2		○													
		電気応用	1後		2		○			2	1									オムニバス
		通信工学概論	1後		2		○			1	1									オムニバス
		電子デバイス	1後		2		○						1							
	情報学系	機械と制御	1後		2		○			3	2									オムニバス
		建設分野のデジタル技術	1後		2		○			1	1		2							オムニバス
		情報ネットワーク	1後		2		○													兼1
		コンピュータ工学入門	1後		2		○			2	1	1	3							オムニバス
		ビジュアルコンピューティング	1後		2		○						1							
	情報システム概論	1後		2		○			2	3									オムニバス	
	数理系	情報数学	1後		2		○				1									
材料数学		1後		2		○				1										
確率・統計学		1後		2		○						1							兼1 共同	
化学系	基礎生化学	1後		2		○													兼4	
	基礎有機化学	1後		2		○			1										オムニバス	
	基礎無機化学	1後		2		○			1											
	化学・生命科学概論	1後		2		○			8	4									兼2	
社会学系	持続可能な社会検討学	1後		2		○			1											
	環境・エネルギー工学	1後		2		○			1	1									オムニバス	
	実践英語演習Ⅰ	1後		2		○			1											
	国土形成史	1後		2		○													兼2	
	地球環境学	1後		2		○			1											
小計(31科目)	—	0	62	0		—			34	19	3	3								

専門教育科目	(社会基盤工学コース)	応用数学Ⅰ(土木・環境系)	2前	2	○						1		兼1	オムニバス	
	応用数学Ⅱ(土木・環境系)	2後	2	○			1							オムニバス	
	建設材料学	2前	2	○			1	1						オムニバス	
	構造力学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1								
	構造力学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1						兼1	オムニバス	
	実践英語演習Ⅱ	2通	2		○				1						
	水理学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1	1			1			オムニバス	
	水理学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1	1			1			オムニバス	
	測量学	2前	2	○							1				
	測量学実習	2後	1			○				1		2			オムニバス
	地球生態学	2後	2	○			1						兼1	オムニバス	
	土質力学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1	1			1		兼1	オムニバス	
	土質力学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1	1			1		兼1	オムニバス	
	土木計画学及び同演習	2後	2	○				2			1			オムニバス	
	(社会デザインコース)	応用数学Ⅰ(土木・環境系)	2前	2	○							1		兼1	オムニバス
	応用数学Ⅱ(土木・環境系)	2後	2	○			1								オムニバス
	建設材料学	2前	2	○			1	1							オムニバス
	構造力学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1								
	構造力学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1						兼1	複数	
	実践英語演習Ⅱ	2通	2		○				1						
	水理学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1	1			1				オムニバス
	水理学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1	1			1				オムニバス
	測量学	2前	2	○							1				
	測量学実習	2後	1			○				1		2			オムニバス
	地球生態学	2後	2	○			1						兼1	オムニバス	
	土質力学Ⅰ及び同演習	2前	2	○			1	1			1		兼1	オムニバス	
	土質力学Ⅱ及び同演習	2後	2	○			1	1			1		兼1	オムニバス	
	土木計画学及び同演習	2後	2	○				2			1			オムニバス	
	公共ガバナンス論	2前	2	○									兼1		
	社会資本の整備と運用	2前	2	○					2						オムニバス
	地域社会デザイン演習	2後	2		○				1		1				共同
	社会心理学	2後	2	○									兼1		
	(機械工学コース)	伝熱工学演習	3前	1		○		1	1						共同
	機械力学Ⅱ	3前	2	○									兼1		
	制御基礎理論	3前	2	○			2								共同
	制御基礎理論演習	3前	1		○		2								共同
設計製図	3前	2	○			2		1						共同	
伝熱工学	3前	2	○			1	1							共同	
流体力学Ⅱ	3前	2	○			1									
インターンシップ(機械・システム)	3前	1			○			1	1					複数	
技術英語(機械系)	3後	2	○			2								共同	
キャリア形成セミナー(機械・システム)	3後	1	○			1									
メカトロ・人工知能工学	3後	2	○			1									
制御・福祉工学	3後	2	○			1									
流体力学	3後	2	○			1									
船舶性能入門	3後	2	○			1									
海洋工学入門	3後	2	○			1									
エネルギーシステム工学	4前	2	○			1									
ロボット・生体工学	4後	2	○			1									
機械工学実験	3通	2			○	5	5	1						共同	
企業倫理	3前	2	○									兼2			
知的財産権	4前	2	○									兼1			
産業経済論	3前	2	○									兼1			
工場管理	4後	2	○									兼1			
卒業研究	4通	6			○	11	6	2	1						
(知能システム学コース)	伝熱工学演習	3前	1		○		1	1						共同	
機械力学Ⅱ	3前	2	○									兼1			
制御基礎理論	3前	2	○		○		2							共同	
制御基礎理論演習	3前	1		○		2								共同	
設計製図	3前	2	○			2		1						共同	
伝熱工学	3前	2	○			1	1							共同	
流体力学Ⅱ	3前	2	○			1									
インターンシップ(機械・システム)	3前	1			○			1	1					共同	
技術英語(機械系)	3後	2	○			2								共同	
キャリア形成セミナー(機械・システム)	3後	1	○			1									
メカトロ・人工知能工学	3後	2	○			1									
制御・福祉工学	3後	2	○			1									
流体力学	3後	2	○			1									
船舶性能入門	3後	2	○			1									
海洋工学入門	3後	2	○			1									
エネルギーシステム工学	4前	2	○			1									
ロボット・生体工学	3後	2	○			1									
知能システム学実験	3通	2	○			5	5	1						共同	
企業倫理	3前	2	○									兼2			
知的財産権	4前	2	○									兼1		オムニバス	
産業経済論	3前	2	○									兼1			
工場管理	4後	2	○									兼1			
卒業研究	4通	6			○	11	6	2	1						

【専門教育科目】83単位以上
工学共通基礎科目……必修16単位を含む16単位以上
専門科目（専門入門科目）……10単位以上
専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）……下記の各コースの条件を含む57単位以上

機械工学コース

機械工学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「機械製作実習」「CAD実習」「設計製図」「機械工学実験」「材料力学Ⅰ」「熱力学Ⅰ」「機械力学Ⅰ」「流体力学Ⅰ」「機械設計法」「応用力学」「応用数学Ⅰ（機械系）」「卒業研究」を含む57単位以上

知能システム学コース

知能システム学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「機械製作実習」「CAD実習」「設計製図」「知能システム学実験」「材料力学Ⅰ」「材料力学演習」「熱力学Ⅰ」「機械力学Ⅰ」「流体力学Ⅰ」「機械設計法」「応用力学」「応用数学Ⅰ（機械系）」「応用数学Ⅱ（機械系）」「制御基礎理論」「メカトロ・人工知能工学」「ロボット・生体工学」「卒業研究」を含む57単位以上

電気電子工学コース

電気電子工学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「電気電子工学実験Ⅰ」「電気電子工学実験Ⅱ」「電気電子工学実験Ⅲ」「電気電子数学Ⅰ」「電気電子数学Ⅱ」「電気回路Ⅰ」「電気回路Ⅱ」「電気磁気Ⅰ」「電気磁気Ⅱ」「電気電子工学演習Ⅰ」「電気電子工学演習Ⅱ」「キャリアデザイン」「卒業研究」を含む57単位以上

コンピュータ科学コース

コンピュータ科学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「Cプログラミング演習」「情報工学実験Ⅰ」「情報工学実験Ⅱ」「情報工学実験Ⅲ」「情報工学実験Ⅳ」「情報工学実験Ⅴ」「Cプログラミング」「数値最適化」「データ構造とアルゴリズム」「論理回路」「応用数学Ⅰ」「統計解析」「計算機システムⅠ」「情報理論」「機械学習Ⅰ」「ソフトウェア工学Ⅰ」「PBL演習Ⅰ」「サイバーセキュリティ」「卒業研究」を含む57単位以上

応用情報工学コース

応用情報工学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「Cプログラミング演習」「知的グループワーク演習」「デザイン思考」「PBL演習Ⅰ」「PBL演習Ⅱ」「データ構造とアルゴリズム」「情報理論」「システムプログラミング」「ソフトウェア工学Ⅰ」「計算機システムⅠ」「論理回路」「Cプログラミング」「マーケティングとビジネスモデル」「計算機システムⅡ」「最新ICTビジネス・技術動向A」「オペレーティングシステム」「データベース」「プロジェクトマネジメント」「ソフトウェア工学Ⅱ」「ウェブプログラミング」「最新ICTビジネス・技術動向B」「並列分散処理」「サイバーセキュリティ」「サービス指向アーキテクチャ」「卒業研究」を含む57単位以上

材料デザイン工学コース

材料デザイン工学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「電磁気学Ⅰおよび同演習」「微分方程式Ⅰおよび同演習」「実践力学」「熱力学」「科学技術英語」「基礎量子論」「化学実験」「物理学実験」「材料デザイン工学実験」「金属組織学Ⅰ」「材料物理化学Ⅰ」「金属強度学」「固体物性工学Ⅰ」「振動・波動」「卒業研究」を含む57単位以上

化学・生命科学コース

化学・生命科学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「応用化学実験Ⅰ」「応用化学実験Ⅱ」「応用化学実験Ⅲ」「化学・生命科学演習」「研究講読」「卒業研究」を含む57単位以上

社会基盤工学コース

社会基盤工学コースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「応用数学Ⅰ（土木・環境系）」「応用数学Ⅱ（土木・環境系）」「測量学」「測量学実習」「社会基盤工学実験」「構造力学Ⅰ及び同演習」「構造力学Ⅱ及び同演習」「水理学Ⅰ及び同演習」「水理学Ⅱ及び同演習」「土質力学Ⅰ及び同演習」「土質力学Ⅱ及び同演習」「建設材料学」「土木計画学及び同演習」「地球生態学」「瀬戸内工学」「建設情報マネジメント」「実践英語演習Ⅱ」「技術英語Ⅰ（土木・環境系）」「土木環境分野プロジェクト実習」「卒業研究」を含む57単位以上

社会デザインコース

社会デザインコースが定める専門科目（専門基礎科目、専門応用科目）のうち「社会資本の整備と運用」「住民参加と合意形成」「構造力学Ⅰ及び同演習」「水理学Ⅰ及び同演習」「土質力学Ⅰ及び同演習」「建設材料学」「土木計画学及び同演習」「地球生態学」「建設情報マネジメント」「四国学」「技術英語Ⅰ（土木・環境系）」「技術英語Ⅱ（土木・環境系）」「地域社会デザイン演習」「実践英語演習Ⅱ」「土木環境分野プロジェクト実習」「卒業研究」を含む57単位以上

【卒業要件】124単位以上

愛媛大学工学部
学生の確保の見通し等を記載した書類 目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	2
ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析	2
イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析	2
ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等	3
エ 学生確保の見通し	4
A. 学生確保の見通しの調査結果	4
B. 新設学部等の分野の動向	4
C. 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等	4
D. 競合校の状況	5
E. 既設学部等の学生確保の状況	5
F. その他、申請者において検討・分析した事項	5
オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	5
(2) 人材需要の動向等社会の要請	
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	6
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの 客観的な根拠	6

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

愛媛大学は、7学部と大学院6研究科そして2学環から成る学生約1万人を擁する四国最大の総合大学である。「輝く個性で地域を動かし世界とつながる大学」を創造することを理念とし、「地域を牽引し、グローバルな視野で社会に貢献する教育・研究・社会活動を展開する」というビジョンを掲げ、これまで、社会の知的・文化的水準の向上に貢献するとともに、様々な分野で多くの優れた人材を世に送り出してきた。

現在、少子化による人口減少、地球環境問題の深刻化という中長期的課題に加えて、平成23年の東日本大震災以降頻発する自然災害、新型コロナウイルスによる感染症拡大、ロシアによるウクライナ侵攻など、本質的かつ深刻な問題が私たちの前に立ちはだかつており、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展など新たな価値観の創造も含めて、社会システムの再構築が求められている。

このような状況の中、愛媛大学は、地域に立脚する国立大学として、有為な若年人材の輩出と学術の振興という大学としての基本機能に加え、地域産業のイノベーションへの参画、社会人リカレント教育、地方への移住やリモートワークの普及など働き方の多様化への係わり、保有する知的財産の活用と産学官金民連携による新産業の創出、地域文化の再評価と発信など、様々な取組によって地域創生に貢献し、「地域における知の拠点」としての機能を継続的に果たしている。

なお、学士課程の入学定員充足については近年、18歳人口の減少等による影響を受けて志願者数は若干減少しつつも、全ての学部において確保できている。

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

データ駆動型社会の達成に向けて、超スマート社会・第4次産業革命を実現するための社会構造・産業構造・技術開発の変革を理解し、また、それらを導入・展開できる「より質の高いデジタル情報人材」が望まれている。愛媛県においても、愛媛県デジタル総合戦略の実現に向けて「オール愛媛」の体制で取り組んでいる。数値目標として、令和12年度までにDXを支えるデジタル人材を1万人輩出することを掲げて、県内政策を進めている。その一環として、令和4年12月に愛媛大学は、愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書を愛媛県と締結している(資料1)。愛媛県から本学へは県内においてデジタル人材を育成する指導的役割を担うことができる人材を、可能な限り多く輩出することが要望されている。

このような状況の中、地域及び地域産業のDX推進を担うデジタル人材の育成も、愛媛大学が取り組むべき喫緊の課題であり、県内で唯一の工学部、理工学研究科を持つ大学として、愛媛県における「デジタル技術を作る人」、「デジタル人材育成に、教える側として参画できる人」を育成することを重要な役割と認識している。

ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

(1) アやイで分析した課題に対して新設学科等がどのように貢献できるのか。

前述アやイを踏まえて、緊急の社会ニーズに迅速に応えるために、工学部の情報系 2 教育コースに「デジタル情報人材育成特別プログラム」を設置し、実質定員を 30 人増員する。これにより、「デジタル技術を作る人」、「デジタル人材育成に、教える側として参画できる人」に加えて、愛媛県からの要望である「デジタル情報を使いこなす人」及び「デジタル関連ビジネスを起こす人」を育成し、デジタル情報人材の量的増加を図り、地域に輩出することができる。

(2) 定員設定の理由

本学で例年委託している外部調査の結果から、総合情報学の志願者数が 2023/2022 指数で 142% という結果であることから、現在の情報系 2 教育コースの実質定員 80 人のおよそ 40% にあたる 30 人程度の志願者増が見込まれることが想定されている。さらに、愛媛県の高校教育においては、今後の高校教育の魅力化として情報教育を充実し、愛媛県内でデジタル情報に興味をもつ高校生数を増加させる指針をもっている。こうした分析を踏まえ、デジタル情報人材育成に資する工学部の情報系 2 教育コースの定員を 30 人増員する。

(3) 今、学科等を新設しなければいけない理由

我が国では、デジタル等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にあり、成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学の機能強化は喫緊の課題と位置づけられている。また、高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は現在 35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にある。更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、令和 12 年には先端 IT 人材が 54.5 万人不足するという調査結果や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もあるとされている。さらに、愛媛県においても令和 12 年度までに DX を支えるデジタル人材を 1 万人輩出することを目的に政策を進めている。

以上のように、高度情報専門人材を一刻も早く育成することが課題になっているため、本学においてもこの課題に迅速に対応し、また地域からの要望に迅速に応えるために、育成するデジタル情報人材の質的・量的増加を図る必要がある。

(4) 新設学科等の入学金、授業料等の学生納付金の額と設定根拠

学生納付金は、入学料 282,000 円、授業料 535,800 円とする。この金額は、愛媛大学工学部に類似すると考えられる国立大学の工学、理学系の学生納付金と同額であり、妥当である。

エ 学生確保の見通し

A. 学生確保の見通しの調査結果

工学部は、社会の要請や文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」の連携校としての活動実績を基に、平成31年度に1学科9教育コースに改組を行い、情報系教育コースとして「コンピュータ科学コース(実質定員40人)」と「応用情報工学コース(実質定員40人)」を設置した。改組後の過去5年間(平成31年度から令和5年度)の工学部工学科(社会デザインコース以外の理型入試を実施する8コース)の入学志願状況(資料2)より、募集人員390人から395人に対して、過去5年間の一般選抜の志願者数の平均は1,241人、志願倍率の平均値は3.15倍となっており、長期的かつ安定的に学生を確保している。

一方、デジタル情報人材育成に資する、情報系2教育コースの定員増30人の定員充足の見通しについては、本学で委託している外部調査の結果によると、総合情報学の志願者数が2023/2022指数が142%との結果であることから、情報系2教育コースの実質定員80人のおよそ40%にあたる30人程度の志願者増が見込まれる。

また、令和5年度の工学部工学科の一般選抜前期日程(理型入試)では、志願者の50%(261人)が電気・情報分野の教育コースを志願していることや(資料3)、工学部工学科2年生での希望教育コース選択において、情報系教育コース希望者の倍率が直近4年平均で実質定員の1.5倍であることから、定員充足が十分見込める。

B. 新設学部等の分野の動向

前述のとおり、我が国においても愛媛県においてもデジタル情報人材の育成は喫緊の課題として位置づけられており、社会や地域の要望を踏まえ、デジタル人材の育成について、質的・量的な強化を図っていく。

C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

国勢調査による人口動向(資料4)をみると、愛媛県における18歳人口は令和2年10,976人となっており、平成27年度12,159人から千人程度減少している。また志願者の多い中国・四国地域の人口動向は、令和2年98,209人となっており、平成27年度104,098人から約6千人程度減少している。このように、愛媛県でも中国・四国地域でも18歳人口の減少傾向が見受けられる。このような状況の中で、愛媛県への移住者が令和4年度に過去最多となる7,162人となった。また、愛媛県松山市では令和5年12月から18歳までの医療費無償化を実施するなど、人口減少に対する自治体の対策も進められている。

愛媛大学工学部の志願者は愛媛県、広島県のほか、中国・四国地域が主要な地域であり、直近の志願倍率は3.3倍となっていることから、18歳人口の減少傾向はあるものの、直近の志願倍率を踏まえ、定員増を行っても学生確保は十分見込める。

D. 競合校の状況

デジタル人材育成に関する競合校の状況について、愛媛県内には存在しない。中国・四国地域に広げてみると、各県にある国立大学を中心として競合すると思われる大学が存在するが、本学をはじめとして、いずれの大学の情報系の教育コースにおいても比較的高い志願倍率をもっている。この傾向は、中四国においても情報系の教育コースを志願する学生が増加していることを示している。こうした状況の中でも、直近の志願倍率は3.3倍となっていることを踏まえ、定員増を行っても学生確保は十分見込める。

E. 既設学部等の学生確保の状況

平成31年度の工学部改組後の過去5年間（平成31年度から令和5年度）の工学部工学科（理型入試）の入学志願状況は（資料2）のとおりである。募集人員390人から395人に対して、過去5年間の一般選抜の志願者数の平均は1,241人、受験者数の平均は751人となっている。志願倍率の平均は3.15倍、受験倍率は1.91倍となっており、安定的に学生を確保している。

F. その他、申請者において検討・分析した事項

学生確保の積極的な取組として、入試広報の充実や多様な入学者選抜を行うことにより、継続して安定した学生確保に繋げていく。

オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

学生確保に向けて、広報関連の取組と入学者選抜の取組を行うことによって、多様な志願者を安定的・継続的に確保することが見込まれる。

○広報関連

工学部では、地元愛媛県その他、近隣他県の高校に出向いて高校生向けに説明会を実施して、工学部の教育内容や研究活動等をPRする広報活動を積極的に行っている。

また、毎年8月上旬には、2日間オープンキャンパスを開催し、令和4年度においては秋にも1日開催し、各学部・学科の教育、研究、将来の進路について説明を行っている。工学部では、高校生が大学で行われている研究を体験できるよう、体験学習を開催している。

令和4年度は、コロナ禍において、事前申込制で対象者を高校3年生や既卒者に限定するなどの制限を行い、来場型のオープンキャンパスを実施し、工学部では246人が参加した。また、オープンキャンパス特設サイトを立ち上げ、オンデマンドで各学部の概要や授業・研究等を紹介するコンテンツを公開し、工学部では682人の訪問があった。さらに、秋のミニオープンキャンパスとして、事前申込制で対象者を限定せず、夏のオープンキャンパスよりもコンパクトな形で、来場型のオープンキャンパスを実施し、工学部では62人が参加し

た。今年度も、8月9日、10日2日間にわたり対面で実施する予定である。

令和4年度は、愛媛県、広島県を中心に出張講義や学部説明会を実施し、高校の進学担当や理科担当の教員との懇談会、意見交換会を開催し、入学試験、教育内容、就職先などについて広報活動を行ってきた。今年度も引き続き広報活動を行う。

また、収容定員の増員及び「デジタル情報人材育成特別プログラム」の設置については、ホームページを開設し、広く学内外に周知する。

○入学者選抜関連

「デジタル情報人材育成特別プログラム」では、愛媛県からの要望も踏まえ、多様な人材を受け入れるため、多様な選抜方法を実施する。新たな選抜方法として、「総合型選抜Ⅱ（自己推薦）」を導入し、大学入学共通テストと面接を課す。また、一般選抜（前期日程）では、通常、理型入試に必要な理科の科目を省き、大学入学共通テスト及び数学のみを課すこととし、一般選抜（後期日程）では、通常、理型入試に必要な数学Ⅲ・Bの科目を省き、大学入学共通テスト及び面接又は小論文を課す。

（2）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

工学部が育成する人材像は、社会や自然との係わりの中に自らを位置づけ、グローバルな視野からの多面的な判断によって工学・科学技術を主体的、自律的に行使することができる人材である。また、科学とこれを基礎とする工学分野の基礎的知識を総合的に活用して、「ものづくり」や「システムづくり」に創造的かつ実践的能力を発揮し、かつ変化する産業構造に柔軟に対応し、社会に貢献することができる人材を育成する。

なお、工学部では、愛媛大学学則及び愛媛大学憲章の趣旨を踏まえ、幅広い教養及び工学に関連する基礎的知識に基づく十分な学問的知識を修得させ、豊かな人間性と自立した創造力に富む専門的職業人及び技術者となる人材を養成するとともに、深く工学分野の学芸を教授研究することにより、社会の文化の創造と発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

新たに設置する「デジタル情報人材育成特別プログラム」では、工学部の人材育成及び教育研究上の目的を基に、「デジタル技術を作る人」、「デジタル人材育成に、教える側として参画できる人」に加えて、愛媛県から要望される、「デジタル情報を使いこなす人」及び「デジタル関連ビジネスを起こす人」としてのデジタル情報人材を育成するため、多様な入試を実施し、多様な志願者を確保する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 愛媛県の調査「IT技術者に関する県内IT企業・ユーザー企業へのアンケート結果概要

※」(資料5)によると、県内IT企業では、アプリを設計・開発する人材の割合が50%以上という状況であるが、ニーズとしては、その他のスキルも広く求められており、例えば、UI・UX(ユーザーの分かりやすさ・満足度)デザインのスキルを有する人材は、現状と比べニーズが高くなっている。また、スキルレベルでは、現状においても中級・上級(88.5%)の割合が高い状況ではあるが、ニーズとしては、さらに上級の割合が高くなっており、より高度な技術者を求めている傾向が見られる。

また、県内ユーザー企業への調査では、88.2%の企業においてIT技術者がいない状況であり、内製化やDXの取組が進んでおらず、IT企業への依存度が高い状況となっている上に、県内IT企業は小規模な事業所が多くなっており、高度IT人材の受け皿が十分に整っていない状況が推察される。

愛媛県では、令和3年3月に「愛媛県デジタル総合戦略」を策定し、行政・暮らし・産業の様々な分野におけるDXに取り組んでいる。愛媛県においてDXを力強く展開し、新たな価値を創造することを目的として、令和4年12月に、愛媛県と本学含め県内4大学(人間環境大学、松山東雲女子大学、学校法人松山大学)が、地域社会において活躍できるデジタル人材の育成・確保に関する覚書を締結した。

本学では、県内で唯一の工学部、理工学研究科を持つ大学として、愛媛県における「デジタル技術を作る人」、「デジタル人材育成に、教える側として参画できる人」を育成することを重要な役割と考え、工学部工学科の定員を30人増員して「デジタル情報人材育成特別プログラム」を設置する。

本学工学部の情報系における直近4年の求人数は、年平均300社程度ある(資料6)。また、本学工学部の情報系教育コースの卒業者の就職状況は、30.7%が情報通信業に就職し、42.0%が進学しており、就職率はほぼ100%である(資料7)。近年、学士課程卒業者の就職先は多様化しており、情報系企業ではない企業の中でも情報の知識・能力を求められる傾向が見受けられる。

愛媛大学工学部
学生の確保の見通し等を記載した書類 参考資料 目次

- 資料 1 愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書
- 資料 2 工学部工学科（理型）の過去 5 年間の入学志願状況等
- 資料 3 工学部工学科一般選抜前期日程（理型入試）の合格者の第一希望教育コースの実績
- 資料 4 中国・四国地域における 18 歳人口の動向
- 資料 5 I T 技術者に関する県内 I T 企業・ユーザー企業へのアンケート結果概要（抜粋）
- 資料 6 工学部の情報系における求人数
- 資料 7 令和 3 年度工学部学科別進路状況

資料1 愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書

愛媛大学に対する地域からの大きな期待と要望 愛媛県デジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力に関する覚書 令和4年12月19日(月)

愛媛県と県内の4大学、愛媛大学、松山大学、人間環境大学、松山東雲女子大学が覚書を締結

愛媛の力強いDXの展開を推進し、新たな価値の創造を図るため、地域社会において活躍できるデジタル人材の育成・確保に関し、次の事項について相互に連携・協力を行う。

- ① デジタル人材の育成・確保に関すること。
- ② 教員・学生等の人的交流に関すること。
- ③ 施設・設備の相互利用に関すること。
- ④ 調査・研究に関すること。
- ⑤ デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域の活性化に関すること。
- ⑥ その他、連携・協力の推進に必要な事項に関すること。



愛媛県知事と4大学長

資料2 工学部工学科(理型)の過去5年間の入学志願状況等

年度	試験日程	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	受験倍率	最終合格者数	入学者数	定員超過率
H31	前期日程	313	626	2.00	580	1.85	335	318	1.02
	後期日程	82	668	8.15	250	3.05	105	82	1.00
	合計	395	1,294	3.28	830	2.10	440	400	1.01
R2	前期日程	313	528	1.69	483	1.54	330	320	1.02
	後期日程	82	540	6.59	180	2.20	114	82	1.00
	合計	395	1,068	2.70	663	1.68	444	402	1.02
R3	前期日程	313	686	2.19	622	1.99	333	316	1.01
	後期日程	82	675	8.23	252	3.07	108	81	0.99
	合計	395	1,361	3.45	874	2.21	441	397	1.01
R4	前期日程	311	534	1.72	478	1.54	334	311	1.00
	後期日程	82	656	8.00	180	2.20	106	82	1.00
	合計	393	1,190	3.03	658	1.67	440	393	1.00
R5	前期日程	308	554	1.80	500	1.62	339	329	1.07
	後期日程	82	737	8.99	232	2.83	118	81	0.99
	合計	390	1,291	3.31	732	1.88	457	410	1.05
5年平均		394	1,241	3.15	751	1.91	444	400	1.02

資料3 工学部工学科一般選抜前期日程（理型入試）の合格者の
第一希望教育コースの実績

（単位：人）

年度	受験者	合格者	電気・情報 希望者	うち合格者
R2	483	330	219	152
R3	622	333	261	140
R4	478	334	238	161
R5	500	339	261	179

資料4 中国・四国地域における18歳人口の動向

出典：国勢調査

年度	平成27年（人）	令和2年（人）	増減（人）	割合
鳥取県	5,109	4,807	-302	94.1%
島根県	5,905	5,772	-133	97.7%
岡山県	19,335	18,327	-1,008	94.8%
広島県	27,422	26,125	-1,297	95.3%
山口県	12,518	11,788	-730	94.2%
徳島県	6,477	5,880	-597	90.8%
香川県	8,694	8,555	-139	98.4%
愛媛県	12,159	10,976	-1,183	90.3%
高知県	6,479	5,979	-500	92.3%
計	104,098	98,209	-5,889	94.3%

資料5 IT技術者に関する県内IT企業・ユーザー企業へのアンケート結果概要（抜粋）

○県内IT・ユーザー企業の現状

1 県内IT企業

県内に事業所を置く、産業分類「情報通信業」のうち「情報サービス業」「インターネット附随サービス業」に該当する企業に対し、ニーズ調査を実施した。

【概要】対象数：314社（悉皆調査） 有効回収数：89社

【現状（現在の在籍状況）】					【ニーズ（採用希望状況）】				
スキル分類・レベル別IT技術者の割合					スキル分類・レベル別IT技術者の割合				
	初級	中級	上級	合計		初級	中級	上級	合計
マーケティング・戦略	—	2.4%	2.7%	5.1%	マーケティング・戦略	1.7%	1.8%	6.0%	9.5%
UI・UX等	0.1%	1.9%	0.3%	2.3%	UI・UX等	0.7%	6.4%	2.5%	9.5%
データ	—	—	0.4%	0.4%	データ	0.5%	0.8%	3.9%	5.2%
プロジェクト管理	0.2%	2.7%	6.5%	9.5%	プロジェクト管理	0.1%	3.3%	3.4%	6.8%
システム全般	0.5%	2.4%	0.7%	3.7%	システム全般	—	4.2%	3.3%	7.4%
アプリケーション	6.4%	25.2%	18.9%	50.5%	アプリケーション	3.0%	17.3%	11.3%	31.6%
インフラ	1.0%	4.4%	3.2%	8.6%	インフラ	1.2%	7.2%	6.2%	14.6%
セキュリティ	0.1%	0.6%	0.7%	1.4%	セキュリティ	0.1%	1.7%	1.3%	3.1%
運用設計	3.1%	9.8%	5.1%	18.0%	運用設計	0.1%	2.5%	6.8%	9.4%
AI	—	0.3%	0.3%	0.6%	AI	0.9%	0.9%	1.2%	3.0%
合計	11.5%	49.8%	38.7%	100.0%	合計	8.3%	45.9%	45.8%	100.0%

初級…基礎知識なし～必要最低限の基礎知識あり（ITスキル標準レベル0、1相当）

中級…基本的知識があり、指導下で作業を担当～応用知識があり、独力で作業を遂行できる（レベル2、3相当）

上級…高度な専門知識や経験・実績があり、他者を指導できる（レベル4、5相当）

【スキル分野別】

- ・現状では、アプリケーション(※1)の割合が50%以上を超えるなど偏りがあるが、**ニーズでは、31.6%に落ちるなど、他の分類のスキルも広く求められている。**
- ・現状では**UI・UX等(※2)**の割合は2.3%と低い**が、ニーズでは9.5%と高くな**っており、**不足感**が見受けられる。
 ※1…アプリ設計・開発
 ※2…UI・UX（ユーザーの分かりやすさ・満足度）デザインなど

【スキルレベル別】

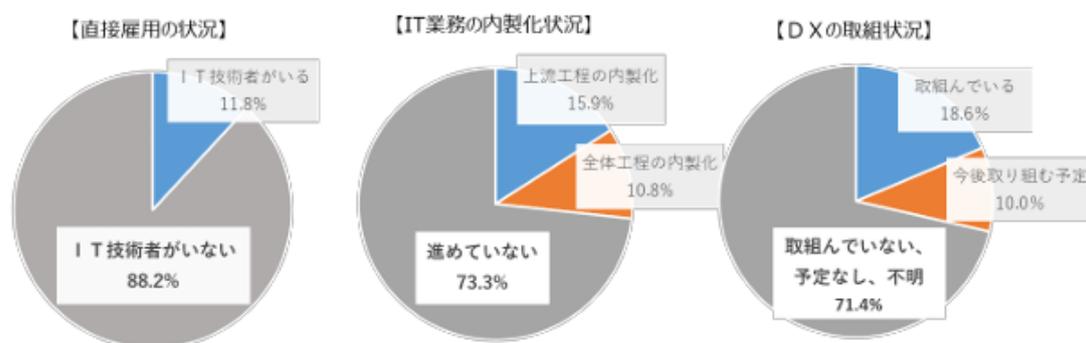
- ・現状は、全ての分類において、初級(11.5%)が少なく、**中級・上級(88.5%)**が多くなっている。
- ・**ニーズについても、現状と同様**となっている**が、上級の割合が高くな**っており、より**高度な技術者を求めている傾向**がみられる。

2 県内ユーザー企業

(1) 県内ユーザー企業 1次調査

ユーザー企業（1. IT企業以外の業種）に対し、ニーズ調査を行った。

【概要】対象数：2,700社 有効回収数：989社



【アンケート結果】

- ・ IT技術者が在籍している企業が10%程度で、ユーザー企業の多くはIT技術者を確保できていない。
- ・ 70%超の多くの企業で内製化が進んでおらず、IT企業への依存度が高い状況となっている。
- ・ DXの取組状況は、「取り組んでいる」「取り組む予定」が30%弱、「取り組んでいない」「予定なし」「不明」が70%超となっており、DXへの取組みが遅れている状況がみられる。

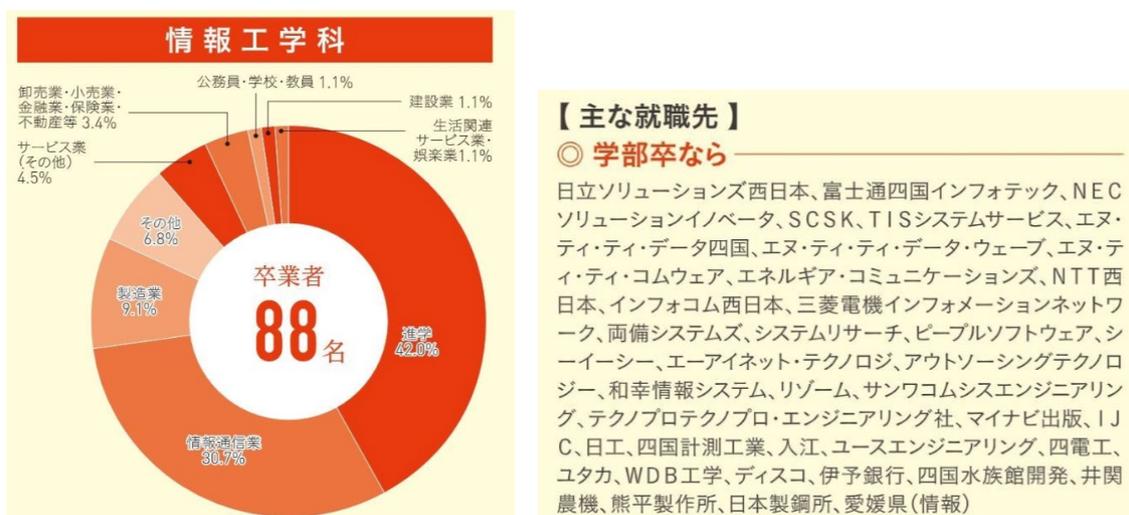
出典：愛媛県ウェブサイト

「IT技術者に関する県内IT企業・ユーザー企業へのアンケート結果概要」から抜粋
(<https://www.pref.ehime.jp/h30580/documents/chousakekka.pdf>)

資料6 工学部の情報系における求人数

年度	R1	R2	R3	R4
求人数	389 社	271 社	240 社	268 社

資料7 令和3年度工学部学科別進路状況(令和4年5月1日現在)



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ニシナ ヒロシゲ 仁科 弘重 <令和3年4月>		農学博士		愛媛大学 学長 (令和3.4～令和6.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。